



## 火災に関するこんな裁判がありました \_\_西日本防災システム

2015 09 19

認知症の男性が自宅で一人の時に自ら火をつけ、火災が発生し、隣家に延焼した場合、この男性と同居している妻に損害賠償責任が生じるか否か？

我が国は失火法により、よほどの過失がない限り、その責は問わないと決められています。その損害賠償責任を問うか否かが争われた訴訟が大阪高裁であり、高裁が同居の妻に重過失は認められないとしたようです。

今年5月、1審・大阪地裁での判決は、監督義務を怠ったとして妻に約40万円の支払いを命じていました。1審判決では、火災は2013年4月2日、夫(当時82歳、)と妻(73歳)が暮らす大阪府内の住宅から出火し、隣の住宅に延焼しました。火災発生時、妻は外出していて、夫が警察官にした説明などから、夫が新聞紙に火をつけて布団の上に投げたことが出火原因と断定されたようです。この男性は11年頃に認知症と診断され、通院していたようです。高齢化が進む中、認知症は避けて通れない問題です。誰に責を問う？ 大事な問題ですが、ほかにもっと大切な何かがあるような気がします。



参考: 失火責任 →



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ →